

国家知的財産庁 (クロアチア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 HR. I
特許出願処理請求書	附属書 HR. II
実用新案登録願書	附属書 HR. III
変更の記録の請求書	附属書 HR. IV

略語のリスト

国内官庁：	国家知的財産庁（クロアチア）
P L：	2020年2月20日の特許法
PReg：	2020年5月16日の特許規則

指定（又は選択）官庁 H R	国家知的財産庁 (クロアチア) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 H R
国内段階に入るための期間	P C T第22条(3)に基づく期間 : 優先日から31箇月 P C T第39条(1) (b)に基づく期間 : 優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (P C T規則49.6) ?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	EUR 106.18	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	クロアチア語	
要求される翻訳文	P C T第22条に基づく場合 : 明細書・請求の範囲（補正された場合には補正されたもののみ、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 P C T第39条(1)に基づく場合 : 明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁はカラー図面の提出を認めるが、カラーのエンドツーエンド（E2E）処理は認めない	
国内手数料	通貨 : ユーロ (EUR) 出願手数料 : －30枚、請求の範囲10個まで EUR 159.27 －追加の用紙1枚につき EUR 0.66 －追加の各請求の範囲につき EUR 1.33	特 許 実用新案 100.87
国内手数料の免除、減額又は払戻し	出願人が発明者でもある場合には、出願手数料、審査手数料、公告及び維持手数料が50%減額される。 電子形式によって出願された場合には出願手数料が50%減額される。紙形式による特許出願の本文を国内官庁ウェブサイト ² で公表した技術仕様に従う電子搬送体で追加提出した場合も同様の減額が適用される。	

[次頁に続く]

1 P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 http://www.dziv.hr/files/file/obrasci/patent/Tehnicke_specifikacije_prijava_patenta.pdf を参照。

HR	国家知的財産庁（クロアチア）(続き)	HR
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	出願人がクロアチアに居住していない場合には、代理人の選任 国際出願日の後に出願人の名義変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、国際出願の譲渡証書 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類	
誰が代理人として行為できるか？	1. クロアチア共和国の国民又は欧州経済領域協定（以下「E E A」）締約国の国民である自然人であって、クロアチア共和国又はE E A締約国に恒久的な居所を有しており、技術又は自然科学の学士号を有しており、受理官庁に対する特許代理人の専門職試験に合格している者⁴ 2. クロアチア共和国の国民又はE E A締約国の国民である自然人であって、クロアチア共和国又はE E A締約国に恒久的な居所を有しており、技術又は自然科学以外の分野の学士号を有しており、工業所有権の取得及び維持に関して5年以上の職務経験を有しており、受理官庁に対する特許代理人の専門職の履修完了後に試験に合格している者⁴ 3. クロアチア法曹協会が管理する弁護士登録簿に登録されている弁護士であって、受理官庁に対する特許代理人の専門職試験に合格している者、又はその弁護士を雇用している又はその他の契約関係に従いその者と共同業務を行う法律事務所⁴ 4. クロアチア共和国又はE E A締約国に登録事業所を有しており、このパラグラフ第1項又は第2項という条件を満たす者を1名以上雇用しているか、又はその他の契約関係に従いその者と共同業務を行っており、登録業務として受理官庁に対して代理業務を行う法人⁴	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 代理人リストは国内官庁の次のウェブサイトから入手できる。
<http://www.dziv.hr/en/representation-before-sipo/patent-representatives/>

国内段階の手續

HR. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書HR. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

HR. 02 手續言語

手續言語はクロアチア語である。

HR. 03 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

HR. 04 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書HR. I に概説されている。

PL Art. 17

HR. 05 代理人の選任

出願人がクロアチアに居住しない場合には委任状を提出して代理人を選任しなければならない。ただし特許出願、特許出願日の確定に関するその他の行為、（優先権を主張している場合）最初の特許出願の真正な写しの提出、上述した手續に関する通知の受領、並びに行政手数料及び手續料金の支払に関して、外国の法人又は個人は代理人なしで行為できる。これらの場合、外国の法人又は個人は、クロアチア域内の連絡用あて名を国内官庁に通知する。

PL Art. 88

HR. 06 年金

国際出願日の3年目の応当日から国内官庁に年金を支払う。所定の割増料の支払に基づき年金の遅延支払のために6箇月の猶予期間が認められる。年金及び割増料の額については附属書HR. I を参照。

PL Art. 61

HR. 07 審査

出願人は国内官庁の公報における調査報告の公開から6箇月以内に実体審査を請求することができる。

HR. 08 実体審査手續において、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が審査される。

PCT Art. 28

HR. 09 出願の補正及びその時期

41

出願人は、出願の主題範囲を拡張しないことを条件として、特許付与前であれば国際出願の訂正又は補充を行うことができる。

PL Art. 55

出願人は技術水準に関する調査報告書を受領するまで、出願の明細書、請求の範囲、図面を補正することができない。出願人は調査報告書を受領後であれば、報告書に対する応答と併せて、明細書、請求の範囲、図面を自発的に1回補正することができる。

PCT Art. 25

HR. 10 PCT第25条の規定に基づく検査

PCT Rules 51

関係手續は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁又は国際事務局の過失を否定する場合、国内官庁の決定に対する不服申立は不可能であるが、ザグレブ行政裁判所に対する行政訴訟を提起することができる。行政裁判所に対する訴訟は緊急手續とみなされる。

82ter

PL Art. 18

PCT Art. 24(2), 48(2)

HR. 11 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

PCT Rules 49.6

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

82bis

PL Art.	28	HR. 12 出願人が状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず国内官庁が定めた期間を遵守できず、これが出願人の権利に不利な影響を与える場合には、権利の回復を請求することができる。回復請求は次のいずれか先に終了する期間内に書面で行わなければならない。 － 回復請求が維持手数料の不払に関するものであれば、期間不遵守の理由の消滅後3箇月以内又は徒過した期間の終了後12箇月以内 － 6箇月の追加支払期間の終了後12箇月以内 この期間内に不履行の行為を完了させ、権利回復手数料（附属書HR. I 参照）を支払い、更に請求では依拠する事実を述べなければならない。
PReg.	6	
PL Art.	29	HR. 13 国内官庁が定めた期間を出願人が遵守できず、この不遵守によって、特許出願又は特許によって与えられる権利が直ちに消滅する場合には、手続続行を請求することができる。クロアチア特許法第29条で規定する一部の期間については手続続行を請求することができない。手続続行は、出願人が法的帰結を知った日から2箇月以内に請求しなければならない。国内官庁は、出願人が請求を行い、不履行の行為すべてを期間内に完了させ、所定の手数料を支払った場合、手続続行を認める。
PL Art.	71-77	HR. 14 実用新案 出願人は、国際出願に基づき特許に代えて実用新案保護の取得を希望する場合、第22条又は第39条に規定する行為の遂行時に、実用新案出願として国内段階に移行することによってその旨を国内官庁に表示する。 実用新案は特許法の規定に従い主題が特許可能な発明について登録される。実用新案は、バイオ技術、化学、医薬品分野の発明、商業的实施が公の秩序又は道徳に反するおそれがある発明（ただし、その実施が法律又はその他の規則によって禁止されているという理由だけでは、公の秩序又は道徳に反するものとみなされない）、方法に関する発明については登録されない。 実用新案の最長存続期間は実用新案出願日から10年である。登録実用新案権者は、発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について判断するために実体審査を請求することができる。この請求は実用新案存続期間の第7年度の終了まで可能である（附属書HR. III 参照）。
PReg.	32	HR. 15 変更の記録 変更の記録の請求は様式P-2によって行う（附属書HR. IV 参照）。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

	特 許	実用新案
出願手数料：		
－30枚，10個の請求の範囲まで	159.27	100.87
－追加の用紙1枚につき	0.66	
－追加の請求の範囲1個につき	1.33	
電子形式による出願	適用される手数料の50%	
実体審査請求を基礎とする審査請求手数料	265.45	
権利回復手数料	106.18	
付与特許又は登録実用新案の公告手数料	21.24	21.24
特許明細書又は実用新案明細書の発行及び再発行手数料	39.82	
年 金：		
－第3年度	34.51	34.51
－第4年度	42.47	42.47
－第5年度	58.40	58.40
－第6年度	74.32	74.32
－第7年度	84.94	84.94
－第8年度	108.83	108.83
－第9年度	124.76	124.76
－第10年度	159.27	159.27
－第11年度	199.08	
－第12年度	238.90	
－第13年度	278.72	
－第14年度	305.26	
－第15年度	345.08	
－第16年度	398.17	
－第17年度	464.53	
－第18年度	610.52	
－第19年度	769.79	
－第20年度	915.79	
年金遅延支払の割増料	適用される年金の100%	
優先権回復手数料	26.54	

手数料の支払方法

手数料はユーロ建てで支払う。支払は次の銀行に送金する。

銀行名： Croatian National Bank, Trg hrvatskih velikana 3, 10000 Zagreb, Croatia
口座名義人及び住所： Ministry of Finance of the Republic of Croatia, Katanciceva 5,
10000 Zagreb, Croatia
口座名： State Budget of the Republic of Croatia
口座番号/IBAN： HR12 1001 0051 8630 0016 0
BIC/SWIFTコード： NBHRHR2XXXX

欧州特許の更新手数料に関する支払には次の詳細を含まなければならない：

MODEL: HR63; PNB: 5657-6179-140007 (備考欄)

すべての支払には出願人・特許権者の氏名又は名称、及び次のいずれかの情報を含まなければならない：

- －国際出願・特許番号
- －欧州特許番号

この情報は支払指令のフリーテキスト欄に記入すべきである。

追加の為替・銀行手数料があれば、各年金額の減少を防止する目的で別個の支払が要求される。支払額が不十分の場合、国内官庁は法定手数料額との差額を支払うよう求める通知を送付し、これに応じない場合には権利を喪失する。

支払証拠を電子メール又はその他の適切な手段によって国内官庁に提出すべきである。

様 式（附属書HR. II－IV）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 HR. II 特許出願処理請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_hr.pdf

附属書 HR. III 実用新案登録願書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_hr.pdf

附属書 HR. IV 変更の記録の請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_hr.pdf